犯罪被害者等基本法

犯罪被害者等基本法（以下「基本法」と略称）が、本年四月一日に施行された。この法律は犯罪被害者等（犯罪被害者及びその家族又は遺族）の権利・利益を保護するための施策の基本理念、基本事項、国・地方公共団体・国民の責務を定め、これを総合的、計画的に推進することを目的としている。

これまでの犯罪被害者等の保護を目的とする制度としては、犯罪被害者等に対する給付金制度とこれらの人達に対する警察による情報提供・助言・指導、援助団体の指定等を内容とする援助制度（昭和五五年成立）、犯罪被害者等の刑事公判期日における意見陳述制度、犯罪被害者等による刑事第一回公判から終結までの間の公判記録の閲覧・謄写制度、犯罪被害者等と被告人（加害者）との間の金銭給付を内容とする示談内容を刑事公判調書に記載することにより裁判上の和解と同じ効力を付与する制度（いずれも平成一二年五月成立）があった。しかし、筆者も経験したことだが、これらの諸制度は多分に掛け声だけで、財政的措置が伴わず、部分的できめ細かさに欠けていた。

そこで、基本法は、犯罪被害者等への損害賠償請求についての援助、給付金支給制度の充実、保険医療・福祉サービスの充実、安全確保、居住・雇庸の安定、刑事手続への参加等の基本施策を総合的に規定した。そして、これらの基本施策を具体的実施するため、現在内閣府において犯罪被害者等基本計画の作成作業が進められている。

勿論、犯罪被害者等に対する施策が十分な財政的裏付けをもって、総合的にきめ細かく展開されることは筆者も大賛成である。ところが、内閣府での作業の中では、犯罪被害者等が刑事裁判の場で当事者或いは検察官の補佐的立場で訴訟行為（証拠調請求、証人・被告人尋問、求刑、上訴等）を行う制度や刑事裁判の手続の中で損害賠償額の決定をも行う制度の創設も検討されていると聞く。しかし、刑事訴訟手続は、被疑者・被告人等の基本的人権を擁護しつつ、

事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することを目的とする（刑事訴訟法第一条）ものである。従って、前者の制度は、公益の代表者たる検察官の訴追方針の不整合を生じさせるなど、国家刑罰権の適正な行為に影響を及ぼすことになると共に、犯罪被害者等の訴訟活動が検察官のそれと異なる場合、或いは、感情的な質問がなされた場合などには、被告人の防御すべき対象が拡大し、或いは犯罪被害者等を前にして被告人の防御活動が萎縮する可能性が大である。また後者の制度は、前者の制度に対する批判に加えて刑事裁判と民事裁判の手続的相違（証明の程度、過失相殺などの場合の立証責任の所在、自白法則、控訴審の構造等）を無視するものであると共に、訴訟が遅延するおそれが大である。迅速な損害回復の問題は、刑事訴訟記録の第一回公判前の閲覧・謄写、損害賠償請求への国または地方公共団体の補助の拡充、犯罪収益の被害者等への早期、適正な分配などで対処すべきである。

【平成１７年７月６日　静岡新聞　朝刊　掲載】